

重 要 事 項 説 明 書

(令和8年6月1日現在)

あなた（又は家族等）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	有限会社 さくらんぼ
代表者氏名	代表取締役 三村 悦子
本社所在地	東京都小平市小川西町5丁目10番地7
法人設立年月日	平成16年1月15日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

主たる事業所名称	訪問看護ステーション さくらんぼ
事業所番号	1367197262
事業所所在地	東京都国分寺市戸倉1丁目12番地49
連絡先	TEL : 042-359-7388 FAX : 042-359-7389
従たる事業所名称	訪問看護ステーション さくらんぼ小平サテライト
事業所所在地	東京都小平市学園東町3丁目6番地11-2
連絡先	TEL : 042-313-6121 FAX : 042-313-6122
通常の実施地域	国分寺市 小平市 国立市 府中市 立川市 小金井市 東村山市 東久留米市
URL	https://hk-sakuranbo.com/

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	有限会社さくらんぼが開設する訪問看護ステーションさくらんぼ(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。)が、病気、けが、障害や高齢等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護(以下「訪問看護」という。)の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。
-------	---

運 営 の 方 針	・ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復をめざして支援する。 ・事業の実施に当たっては、他の居宅支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
-----------	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日 【国民の祝日、12月30日～1月3日を除く】
営 業 時 間	午前8時45分 ～ 午後5時30分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～金曜日
サービス提供時間	午前9時 ～ 午後5時30分

※年間を通して24時間常時連絡がとれる体制を設けています。

(5) 事業所の職員体制

職 種	常 勤
管理者（看護師）	1名
看護師	3名以上
理学療法士	3名以上
作業療法士	3名以上
事務員	2名

(6) 職員の職務内容

管理者 従事者及び業務の管理を行います。法令等において規定されているサービスの実施に関し、従事者に対し遵守すべき事項についての指揮・命令を行います。

看護師 事業所の利用申込に係る調整、主治医との連携・調整、利用者及びその家族等からの相談に応じ、訪問看護計画及び報告書作成、関係機関との連絡調整等を行い、利用者及びその家族等に説明を行います。また、指示書に基づき訪問看護を行います。

理学療法士・作業療法士 指示書に基づき、運動機能、日常生活能力の維持・向上、認知機能の向上、社会機能回復を目的としたリハビリテーションを行います。

※ 訪問看護ステーションのリハビリテーションは、看護業務の一環であり、看護職員の代わりに訪問する位置づけのもので、リハビリテーション中心のサービスに関しては少なくとも概ね3か月に1回程度は看護職員による訪問により、利用者の状態の適切な評価が必要とされます。

事務員 介護給付費・訪問看護療養費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 健康状態のアセスメント ② 日常生活の支援：清潔ケア、栄養管理及びケア、排泄管理及びケア、療養環境の調整 ③ 医療的ケア：創傷処置、カテーテルや酸素使用における管理及びケア、服薬管理、点滴注射等 ④ 心理的サポート ⑤ 家族等介護者の相談・支援 ⑥ 病状悪化の防止 ⑦ 入院（所）・退院（所）時の支援、社会的資源活用支援 ⑧ リハビリテーション ⑨ 精神障害・認知症への看護 ⑩ 重症心身障害児の看護 ⑪ 看取りのサポート・ターミナルケア・緩和ケア ⑫ 訪問看護報告書の作成

(2) 看護職員等の禁止行為

看護職員等はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族等からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族等に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額

介護保険を適用する場合

基本料金

単価（3級地）＝11.05円

要介護	サービス内容 略称	訪問時間 (1回あたり)	単位数	費用総額 (小数点以下切捨)	自己負担割合		
					1割	2割	3割
看護師	訪看Ⅰ1	20分未満	314単位	3,469円	347円	694円	1,041円
	訪看Ⅰ2	30分未満	471単位	5,204円	521円	1,041円	1,562円
	訪看Ⅰ3	30分以上60分未満	823単位	9,094円	910円	1,819円	2,729円
	訪看Ⅰ4	60分以上90分未満	1,128単位	12,464円	1,247円	2,493円	3,740円
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	訪看Ⅰ5	1回20分	294単位	3,248円	325円	650円	975円
		20分×2回(40分)	588単位	6,497円	650円	1,300円	1,950円
	訪看Ⅰ5-2超	20分×3回(60分)	795単位	8,784円	879円	1,757円	2,636円
	※1-8単位の場合 訪看Ⅰ5	1回20分	286単位	3,160円	316円	632円	948円
		20分×2回(40分)	572単位	6,320円	632円	1,264円	1,896円
	※1-8単位の場合 訪看Ⅰ5-2超	20分×3回(60分)	771単位	8,519円	852円	1,704円	2,556円

要支援	サービス内容 略称	訪問時間 (1回あたり)	単位数	費用総額 (小数点以下切捨)	自己負担割合		
					1割	2割	3割
看護師	予訪看Ⅰ1	20分未満	303単位	3,348円	335円	670円	1,005円
	予訪看Ⅰ2	30分未満	451単位	4,983円	499円	997円	1,495円
	予訪看Ⅰ3	30分以上60分未満	794単位	8,773円	878円	1,755円	2,632円
	予訪看Ⅰ4	60分以上90分未満	1,090単位	12,044円	1,205円	2,409円	3,614円
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	予訪看Ⅰ5	1回20分	284単位	3,138円	314円	628円	942円
		20分×2回(40分)	568単位	6,276円	628円	1,256円	1,883円
	※1-8単位の場合 予訪看Ⅰ5	1回20分	276単位	3,049円	305円	610円	915円
		20分×2回(40分)	552単位	6,099円	610円	1,220円	1,830円

※1 理学療法士等の訪問看護において、事業所における前年度の理学療法士等の訪問回数が、看護職員の訪問回数を超えている場合は、8単位/回減算する。

加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本料金に以下の料金が加算されます。

加算項目	加算の要件	単位数	自己負担割合		
		費用総額 (小数点以下切捨)	1 割	2 割	3 割
サービス提供体制加算 I (/回)	当事業所が厚労省の基準に適合し 届出し訪問看護を実施した場合	6 単位 66 円	7 円	14 円	20 円
初回加算 (I) (/月)	新規に訪問看護計画書を作成し退 院(所)日に看護師が初回の訪問看 護を提供した場合	350 単位 3,867 円	387 円	774 円	1,161 円
初回加算 (II) (/月)	新規に訪問看護計画書を作成し退 院(所)日翌日以降に訪問看護を提 供した場合	300 単位 3,315 円	332 円	663 円	995 円
緊急時訪問看護加算 (I) (/月)	・利用者又はその家族等から電話等 による相談に常時対応でき、必要に 応じて緊急時訪問できる体制にあ る場合 ・緊急時訪問における看護業務の負 担軽減に資する十分な業務管理等 の体制が整備されている場合	600 単位 6,630 円	663 円	1,326 円	1,989 円
特別管理加算 I (/月)	・在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在 宅気管切開患者指導管理を受けて いる状態 ・気管カニューレ、留置カテーテル を使用している状態	500 単位 5,525 円	553 円	1,105 円	1,658 円
特別管理加算 II (/月)	・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅 血液透析指導管理、在宅酸素療法 指導管理、在宅中心静脈栄養指導 管理、在宅成分栄養経管栄養法指 導管理、在宅自己導尿指導管理、 在宅人工呼吸指導管理、在宅持続 陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己 疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧 症患者指導管理を受けている状 態 ・人工肛門または人工膀胱を設置し ている状態 ・真皮を超える褥瘡の状態 ・点滴注射を週3日以上行う必要が あると認められる状態	250 単位 2,762 円	277 円	553 円	829 円
退院時共同指導加算 (/回)	入院(所)中の者が退院(所)する にあたり当事業所と入院(入所)施 設が連携して指導を行い、その内容 を提供した場合	600 単位 6,630 円	663 円	1,326 円	1,989 円
夜間・早朝加算	夜間(18:00~22:00)・早朝 (6:00~8:00)に訪問した場合	基本料金に 25% 上乘せ			
深夜加算	深夜(22:00~6:00)に訪問した 場合	基本料金に 50% 上乘せ			
複数名訪問看護加算 I (/回) 看護師等との訪問	同時に複数の看護師等が1人の利用 者に対して30分未満の訪問看護を 行った場合	254 単位	281 円	562 円	842 円
		2,806 円			
	同時に複数の看護師等が1人の利用 者に対して30分以上の訪問看護を 行った場合	402 単位	445 円	889 円	1,333 円
		4,442 円			

加算項目	加算の要件	単位数	自己負担割合		
		費用総額 (小数点以下切捨)	1 割	2 割	3 割
複数名訪問看護加算Ⅱ (/回) 看護補助者との訪問	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合	201 単位	223 円	445 円	667 円
		2, 221 円			
	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合	317 単位	351 円	701 円	1, 051 円
		3, 502 円			
長時間訪問看護加算 (/回)	特別管理加算の対象者に対して1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合	300 単位	332 円	663 円	995 円
		3, 315 円			
ターミナルケア加算 (要介護のみ)	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	2, 500 単位	2, 763 円	5, 525 円	8, 288 円
		27, 625 円			
専門管理加算 (/月)	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師、又は特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	250 単位	277 円	553 円	829 円
		2, 762 円			
看護・介護職員連携強化加算(/月)	たん吸引等を行う介護事業所と連携し計画作成の支援等を行った場合	250 単位	277 円	553 円	829 円
		2, 762 円			
口腔連携強化加算 (/月)	口腔の健康状態の評価をした場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報提供を行った場合	50 単位	56 円	111 円	166 円
		552 円			
介護職員等処遇改善加算	職員の賃金改善に充てる	総単位数に1.8%上乘せ			

医療保険を適用する場合

下記に記載の疾病等の利用者及び精神科訪問看護の利用者、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示書が主治医より交付された場合は、医療保険の対象となるため、介護保険の訪問看護は利用できません。

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る））、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

基本療養費(1日につき)

	算定基準	料金	1 割	2 割	3 割
訪問看護 基本療養費Ⅰ	看護師等（週3日まで）	5, 550 円	555 円	1, 110 円	1, 665 円
	看護師（週4日目で降）※1	6, 550 円	655 円	1, 310 円	1, 965 円
	理学療法士等（週4日目で降）※1	5, 550 円	555 円	1, 110 円	1, 665 円

	算定基準		料金	1 割	2 割	3 割
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合（ /月）	悪性腫瘍の鎮痛療法もしくは化学療法を行っている利用者、真皮を超える褥瘡の状態にある利用者又は人工肛門もしくは人工膀胱周囲の皮膚障害の状態にある利用者に対し専門研修を受けた看護師と他の訪問看護ステーション看護師が共同で同一日の訪問を行った場合		12, 850 円	1, 285 円	2, 570 円	3, 855 円
訪問看護 基本療養費Ⅲ	在宅療養に備えて一時的に外泊をしている入院患者に訪問看護を行った場合に算定（入院中 1 回に限る）厚生労働大臣が定める疾病等については入院中 2 回算定可		8, 500 円	850 円	1, 700 円	2, 550 円
精神科訪問看護 基本療養費Ⅰ	看護師 作業療法士	週 3 日まで 30 分未満	4, 250 円	425 円	850 円	1, 275 円
		週 3 日まで 30 分以上	5, 550 円	555 円	1, 110 円	1, 665 円
		週 4 日以降 30 分未満※2	5, 100 円	510 円	1, 020 円	1, 530 円
		週 4 日以降 30 分以上※2	6, 550 円	655 円	1, 310 円	1, 965 円
精神科訪問看護 基本療養費Ⅳ	在宅療養に備えて一時的に外泊をしている入院患者に訪問看護を行った場合に算定（入院中 1 回に限る）厚生労働大臣が定める疾病等については入院中 2 回算定可		8, 500 円	850 円	1, 700 円	2, 550 円

※1 週 4 日目以降の対象となるのは末期がん、神経難病等の利用者（厚生労働大臣が定める疾病等）あるいは特別訪問看護指示書の交付を受けた場合です。

※2 精神科訪問看護基本療養費の週 4 日目以降の対象となるのは利用者の退院後 3 月以内の期間に行われる場合（週 5 日限度）あるいは精神科特別看護指示書の交付を受けた場合です。

管理療養費

訪問看護管理療養費は、安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションが、訪問看護計画書や訪問看護報告書並びに精神科訪問看護計画書や訪問看護報告書を主治医に提出するとともに、主治医との連携確保や訪問看護計画の見直しを含め、指定訪問看護の実施に関する休日・祝日なども含めた計画的な管理を継続して行った場合に算定します。

	算定基準	料金	1 割	2 割	3 割
訪問看護管理療養費	月の初日の訪問の場合	7,710 円	771 円	1,542 円	2,313 円
	月の 2 日目以降の訪問の場合（1 日につき）	3,010 円	301 円	602 円	903 円

加算料金

加算項目	算定基準	料金	1 割	2 割	3 割
難病等複数回訪問加算 1 日 2 回	末期の悪性腫瘍・特定疾患等、厚生労働大臣が定める疾病がある利用者又は特別訪問看護指示書が交付された利用者で 1 日につき複数回訪問看護を行った場合	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
難病等複数回訪問加算 1 日 3 回以上		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
緊急訪問看護加算 月 14 日目まで	利用者やその家族等の緊急の求めに応じ、主治医の指示を受けて計画外の訪問看護を行った場合（1 日につき 1 回限り）	2,650 円	265 円	530 円	795 円
緊急訪問看護加算 月 15 日目以降		2,000 円	200 円	400 円	600 円

加算項目	算定基準	料金	1 割	2 割	3 割
長時間訪問看護加算 (週 1 回) 15 歳未満の超重症児、準超重症児で特別管理加算対象者 (週 3 回)	1 回の訪問看護が 90 分を超える場合に算定 (15 歳未満の超重症児又は準超重症児、特別管理加算対象者、特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている場合)	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
乳幼児加算 (6 歳未満)	1 日につき 1 回	1,400 円	140 円	280 円	420 円
	超重症児又は準超重症児、厚生労働大臣が定める疾病等に該当する場合 ※1 ※2	1,800 円	180 円	360 円	540 円
複数名訪問看護加算 厚生労働大臣が定める疾病等、特別訪問看護指示書による訪問看護を受けている利用者が対象者で、1 人の看護師による訪問が困難と認められる場合 (要同意)	看護師が他の看護師等と同時に訪問看護を実施 (週 1 回)	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	看護師とその他の職員が同時に訪問看護を実施 (週 3 回まで)	3,000 円	300 円	600 円	900 円
	看護師とその他の職員が同時に訪問看護を実施 (1 日に 2 回)	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
	看護師とその他の職員が同時に訪問看護を実施 (1 日に 3 回以上)	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
夜間・早朝訪問看護加算	夜間 (18:00～22:00) 早朝 (6:00～8:00) に訪問	2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算	深夜 (22:00～6:00) に訪問	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
24 時間対応体制加算 (月 1 回) イ 24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応可能で、必要に応じて緊急訪問看護を行える体制で同意を得られている場合	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
特別管理加算Ⅰ (1 月につき)	厚生労働大臣が定める重症度の高い状態の利用者 ※2 の 1	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
特別管理加算Ⅱ (1 月につき)	厚生労働大臣が定める状態の利用者 ※2 の 2-5	2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算	入院 (入所) 中の者が退院 (退所) するにあたり当事業所と入院 (入所) 施設が連携して指導を行った場合 特別管理加算対象者は 2 回まで	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算	退院時共同指導加算において利用者が特別管理加算対象者の場合	2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等の対象者と退院日に訪問看護が必要と認められた利用者に対して在宅での療養上必要な指導を行った場合	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
	長時間 (90 分以上) にわたる指導を行った場合	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
在宅患者連携指導加算 (月 1 回)	訪問診療を実施している医療機関、薬局と月 2 回以上文書等により情報共有を行い療養上必要な指導を行った場合	3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算 (月 2 回に限り)	利用者の状態の急変や診療方針の変更に伴い、医療機関の保険医が開催するカンファレンスに看護師が参加し、共同で利用者や家族に指導を行った場合	2,000 円	200 円	400 円	600 円
看護・介護職員連携強化 加算 (月 1 回)	喀痰吸引等を実施している介護職員等の支援を行った場合	2,500 円	250 円	500 円	750 円

加算項目	算定基準	料金	1 割	2 割	3 割
専門管理加算（月 1 回）	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	2,500 円	250 円	500 円	750 円
訪問看護情報提供療養費 1、2、3（月 1 回）	利用者の居住地を管轄する区市町村、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、保育所等学校、保険医療機関等に対して必要な情報を提供した場合	1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護ターミナルケア療養費 1（在宅で死亡した場合）	利用者の死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回以上訪問看護（退院支援指導加算の算定に係る療養上必要な指導を含む）を行い、かつ利用者及びその家族等に対して説明の上ターミナルケアを行った場合に算定	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費 2（特別養護老人ホーム等で死亡した場合）		10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
訪問看護医療 D X 情報活用加算（月 1 回）※3	電子資格確認により利用者の診療情報を取得等した上で計画的な管理を行った場合	50 円	5 円	10 円	15 円
訪問看護医療情報連携加算（月 1 回）	他の保険医療機関等の関係職種と ICT を用いて情報共有し計画的な管理を行った場合	1,000 円	100 円	200 円	300 円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）（月 1 回）	訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金の改善を図る体制にある場合	1,830 円	180 円	370 円	550 円
訪問看護物価対応料 1（1 日につき）	物価上昇に段階的に対応するため月の初日の訪問の場合	60 円	6 円	12 円	18 円
	月の 2 日目を以降の訪問の場合	20 円	2 円	4 円	6 円
訪問看護遠隔診療補助料（1 日につき）	情報通信機器を用いた医療機関と連携し診療の補助を行った場合	2,650 円	265 円	530 円	795 円

厚生労働大臣が定める疾病等

○医療保険で週 3 日を超える訪問看護を行うことができる利用者

※1 ①特掲診療料の施設基準等・別表第 7 に掲げる疾病等の者

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

※2 ②特掲診療料の施設基準等・別表第 8 に掲げる疾病等の者

1 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者

2 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在

在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態にある者

3 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者

4 真皮を越える褥瘡の状態にある者

5 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

○医療保険の特別管理加算を算定できる利用者

※2 ②に該当する利用者（うち 1 の状態にある者が重症度の高いものに該当）

※3 **訪問看護医療DX情報活用加算**

居宅同意型（利用者の自宅で）のオンラインの資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、その情報を活用して質の高い医療を提供した場合について算定されます。当事業所は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しています。

個人契約（保険外サービス）の場合

サービス内容	実施時間	料金
訪問看護	30 分未満	5,200 円
	30 分以上 1 時間未満	9,100 円
訪問看護 延長の場合	1 時間以上は 30 分増す毎	3,400 円
夜間（17：30～22：00）	料金に 25% 上乗せ	
早朝（6：00～8：45）		
深夜（22：00～6：00）	料金に 50% 上乗せ	
ご遺体のお世話		15,000 円
営業日以外の訪問看護	土曜・日曜・祝日、12/30～1/3	3,000 円

4 その他の費用について

① キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただき日に応じて下記によりキャンセル料を請求させていただきます。ただし、利用者の容態の急変など緊急やむを得ない事情がある場合にはキャンセル料は不要です。	
	連絡先（電話）：042-359-7388	
	無 料	サービス利用日の前々日まで
	利用者負担額の 50%	サービス利用日の前日まで
② 交通費	実 費	・国分寺市、国立市、小平市、府中市、立川市、小金井市 東村山市 東久留米市以外の介護保険利用者
		・医療保険利用者（該当する場合のみ）
③ 衛生材料	自 費	金額等は直接お問い合わせください

5 利用料金、その他の費用の請求及び支払いについて

① 利用料金、その他の費用の請求方法等	ア	利用料金及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
	イ	上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日頃までに利用者又は家族等宛てにお届け（郵送）します。

② 利用料金、その他の費用の支払い方法等	ア 請求書を確認の上、下記のいずれかの方法により請求月の末日までお支払い下さい。 ・利用者又は家族等のゆうちょ銀行口座から27日(休日の場合は翌日以降の平日)に自動振替 ・事業者指定口座へのお振込み ・訪問時に現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡します。必ず保管されますようお願いいたします。医療費控除の際に必要なことがあります。再発行はいたしません。
----------------------	--

※利用料金、その他の費用の支払いについて、利用者又は家族等が正当な理由無く支払い期日から3か月以上滞納し、さらに支払いの督促から1か月以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を破棄した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、医療資格確認書等、各種公費受給者証等を確認させていただきます。被保険者の住所変更や保険証、受給者証に変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) マイナンバーカードによる本人確認に基づく資格情報の取得及び薬剤情報等の提供に同意いただいた場合、当事業所が持参したモバイル端末を用いて実施させていただきます。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者又は家族等の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族等の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族等にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (5) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (6) 看護職員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (7) やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡ください。
- (8) 事業所職員への下記のようなハラスメント行為は禁止しています。
 - ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - ② 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ③ 職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

ハラスメントが疑われる状況が発生した場合、職員の安全確保および事実確認のため、当事業所の判断によりボイスレコーダー等による音声記録を行うことがあります。記録は最小限とし、目的外利用は行いません。

- (9) 利用者又は家族等が自宅内にカメラ・録音機器を設置し、訪問看護中の様子を視聴・録画を希望

される場合は、必ず事前に当事業所へ申し出ていただき、目的・方法・保存管理について確認のうえ実施してください。以下の行為は禁止します。

- ① 無断での録画・録音
 - ② インターネット等への公開、SNS・動画サイト等への投稿
 - ③ 第三者への提供、転送、共有
 - ④ 職員のプライバシーを侵害する目的での監視的利用
- (10) 感染症まん延防止のため、訪問予定日に体調不良・発熱（37.5℃以上）の場合は、出来る限り事業所へご連絡ください。必要時、ゴーグル・ガウン等標準予防策を取らせていただきます。
- (11) 自然災害発生時は、事業所の災害対策マニュアルに準じて行動いたします。

7 身体的拘束の禁止

サービス提供にあたり、利用者又は第三者利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

身体的拘束を行う場合には、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況、ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者：山下 郁子
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業者従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

9 秘密の保持・個人情報の保護・ICT（情報通信技術）による情報共有について

① 利用者及びその家族等に関する秘密の保持について	ア 事業者は利用者又はその家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 イ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
---------------------------	--

② 個人情報の保護について	ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 イ 事業者は、利用者又はその家族等に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
③ ICTによる情報共有について	ア 事業所は、医療・介護関係者間の安全な医療連携を目的としてメディカルケアステーション（MCS）等を用い、利用者の健康状態やサービス提供内容等の情報を共有する場合があります。 イ MCS等は医療・介護専用のセキュアな情報共有システムであり、通信は暗号化され、情報共有を行う範囲は利用者に関わる医療・介護関係者に限定されます。

10 身分証携行義務

看護師等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族等から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 居宅介護支援事業所等との連携

- ① 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき、作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者へ送付します。

1 3 サービス提供の記録

- ① ご契約内容により、事前に了承を得たうえで指定訪問看護を実施し、そのサービスの提供日、内容等を記録に残します。利用者家族等の求めに応じ、ご自宅にも実施記録を残します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1 4 衛生管理等

- (1) 看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 5 業務継続計画の策定について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 6 サービス契約の終了

(1) 訪問看護契約の当然終了

契約期間中であっても、訪問看護契約は、次に掲げる事由により当然に終了します。

- ① 利用者の病状、要介護度等の改善により、訪問看護の必要を認められなくなった場合
- ② 主治医が訪問看護の必要性がないと認めた場合
- ③ 利用者が入院・入所又は転居した場合
- ④ 利用者の死亡

(2) 利用者の契約解除による終了

利用者は、事業者に対し、訪問看護契約を終了させる日から起算して5日前までに解除を申し入れることにより、契約を終了させることができます。

- ① 事業者が正当な理由なく適切なサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反する又は常識を逸脱する行為を行った場合
- ③ その他やむを得ない事由がある場合

(3) 事業者の契約解除による終了

事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、相当な期間の経過後、訪問看護契約を解除することができます。

- ① 利用者が正当な理由無く又は故意に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態等を

悪化させた場合又は常識を逸脱する行為をなし、改善しようとししないなどの理由で、契約の目的が達せられないと判断したときは1か月以内の文書による予告期間をもって契約を終了することができます。

- ② 職員の心身に危害が生じ又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対してサービスを提供することが著しく困難になった場合。

上記により契約を解除する場合、事業者は居宅介護支援事業所又は保険者である区市町村と連絡を取り、利用者の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じます。

- ③ 利用者が、正当な理由無く支払い期日から3か月以上滞納し、さらに支払いの督促から1か月以内に支払いがない場合

17 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病変の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医

主 治 医 名	
医 療 機 関 名	
電 話 番 号	

緊急時連絡先（ご家族等）

氏 名 （ 続 柄 ）	（ ）
住 所	
電 話 番 号	

氏 名 （ 続 柄 ）	（ ）
住 所	
電 話 番 号	

18 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、区市町村、健康保険組合等の保険者、利用者の家族等、利用者に関係する居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

19 苦情の申立て窓口

提供した指定訪問看護に関する利用者や家族等からの苦情を受けけるための相談窓口を設置します。

苦情相談担当者 山下 郁子	042-359-7388
---------------	--------------

その他市町村の相談・苦情窓口

国分寺市 福祉部 高齢福祉課	042-325-0111
小平市 健康福祉部 介護保険課	042-341-1211
国立市 福祉部 介護保険課	042-576-2111
府中市 福祉保健部 介護保険課	042-335-4031
立川市 福祉保健部 介護保険課	042-523-2111
小金井市 福祉保健部 介護保険課	042-383-1111
東村山市 健康福祉部 介護保険課	042-393-5111
東久留米市 介護福祉課 介護サービス係	042-470-7750
東京都国保連 介護相談窓口	03-6238-0177

20 その他

事業所の重要事項等については、インターネット上ホームページ (<https://hk-sakuranbo.com/>) からもご確認いただけます。

【事業者】

当事業者は、利用者に対する指定訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

所在地 東京都国分寺市戸倉1丁目12-49
名 称 訪問看護ステーション さくらんぼ
管理者 山 下 郁 子

説明者 看護師

【利用者】

私は、重要事項説明書に基づいて、事業者からサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名

利用者の家族等 住 所
(又は代理人)
氏 名

個人情報使用同意書

私は（ご契約者およびその家族等）の個人情報については、被保険者が現に利用している、または、利用することが予定されている居宅サービス事業者等から情報の申し出があった際は、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

ご契約者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要とされる場合。また、教育のために研修生・学生実習生がカルテを閲覧する場合があります。

2. 使用期間

当該利用者との契約関係が終了するまでの期間

3. 遵守事項

- (1) 当該利用者の介護計画作成以外の目的には使用しません。
- (2) 利用者及びその家族等に関する個人情報の提供は必要最小限とし、関係者以外のものには提供しません。
- (3) 利用者及びその家族等に関する個人情報を使用した会議名、会議内容、参加者等を記録として残し、厳重に管理します。
- (4) 提供を受けた資料は厳重に管理します。
- (5) 研修生及び学生実習生には、利用者及びその家族等に関する個人情報の守秘義務を遂行させます。
- (6) 当該利用者との契約関係が終了した場合は、責任をもって破棄します。

令和 年 月 日

訪問看護ステーションさくらんぼ
所 長 山下 郁子

利用者本人

利用者家族等
(又は代理人)